

第 1 1 号議案

令和 7 年度事業計画（案）

I はじめに

司法書士は法律の専門家として、社会から多岐にわたる役割を期待されており、社会の高齢化や国際化、情報化など、社会構造が変化する中で、新たな法律問題に対応していくこと、社会の要請に応じた業務が求められています。

令和 6 年 4 月より相続登記の義務化がスタートし、令和 7 年 4 月には住所変更登記の義務化もスタートします。特に地方圏では、高齢化や人口減少の影響で、所有者不明土地問題が深刻化しており、相続登記促進、所有者不明土地、空き家問題について、司法書士に求められる役割は大きいと思われます。よって、引き続き、相続登記、住所変更登記義務化について、行政や法務局とも連携しながら、市民の皆様への情報提供や相談対応を行う必要があります。

また、近年、核家族化や高齢化の進行により相続人の関係が複雑化、また相続人の権利意識の高まり等の理由により、遺産分割調停の件数が増加傾向にあることからわかる通り、相続時の紛争防止への役割も期待されており、遺言や家族信託等の提案力も重要になっています。よって、引き続き、法務局等とも連携しながら遺言教室を開催したり、一方で、家族信託等について、適切な助言ができるような体制を作っていきたいと考えています。

昨年度、農地バンクより、農地の賃借・売買について、農地中間管理事業（農地バンク）の推進に関する法律に基づく方法、農業経営基盤強化促進法に基づく方法、農地法第 3 条に基づく方法の 3 通りあったものが、その一つの農業経営基盤強化促進法に基づく方法が法改正により令和 7 年 3 月 31 日で終了となることに伴い、令和 7 年 4 月より、農地バンクを利用した所有権移転等の登記手続きが増加する見込みとなり、所有権移転登記等について協力してほしい旨要請があったため、協議を重ねてきたところです。今年度、札幌公共嘱託司法書士協会の再設立及び業務受託を行う運びとなっており、協会の設立及び今後の運営について、当会において協力して行く必要があります。

上記は求められていることの一部であり、司法書士に求められる役割は増加の一途をたどり、また物価の高騰もあいまって、予算や会務の担い手は十分とは言えません。札幌司法書士会は 500 名以上の会員がいる一方、委員会等に所属している会員は約 200 名であり、複数の委員会に所属している会員いわゆる多重会務の会員が多数おります。また、司法書士の受験者数は減少傾向にあり（2014 年の 20,130 人に対し、2024 年は 13,960 人）、特に地方圏において司法書士の高齢化も進んでおり、将来的に登記等のニーズに対応できなくなる地域が発生する危惧もあります。

そこで、現在の社会の要請に応じた事業を効果的に展開するため、今一度、各事業について役割及び効果を精査する必要があります。同時に、会務を担う会員を増やすため、各委員会活動の魅力を効果的に PR し、参加しやすい環境を整備します。例えば、WEB 会議が主流である点を踏まえ地方の会員にも参加を促したり、若手会員向けの相談会や交流会の実施を行う等、検討したいと思います。同時に、より若い方に司法書士を知ってもらうため、既に法教育推進委員会において小学校等への法律教室を行っているところですが、大学とも連携し、大学生に対して司法書士を PR していき、ひいては地元で開業する司法書士が増えることにつながれば、と考えております。

以上を踏まえ、事業計画を策定しました。

II 事業計画策定における基本指針

以下の事業を推進していくことを基本指針とし、個別事業を実施する。

- 1 司法サービス拡充のための事業
- 2 司法書士業務の発展に関する事業
- 3 社会への貢献事業
- 4 効果的な広報事業
- 5 会員の執務と会務運営に関する事業
- 6 他団体・機関との連携・交流・協議に関する事業
- 7 研修事業

III 個別事業

1. 司法サービスの拡充のための事業

1-1 相談関連事業

1-1-1 市民のための相談窓口になるために、以下の相談事業を展開し、相談員を派遣し、相談員の質的向上を図るための研修会等の企画・実施をし、必要な広報事業と関連団体との協議を行う。

1. 継続事業

- (1) 総合相談センターの管理・運営
- (2) 「司法書士困りごとほっとライン」（電話相談）の運営
- (3) 相続登記相談センターの運営（面談相談は、引き続き相談センターの面談相談で対応）
- (4) 成年後見電話相談の運営
- (5) 札幌市役所への相談員の派遣の継続
- (6) 札幌市内区役所への相談員の派遣の継続
- (7) 各種相談会の企画・実施
- (8) 相談センターを広報するための施策の検討・実施
- (9) 新規相談員登録予定者に対する研修事業等、相談担当者及び相談内容の質的向上のための施策の検討・実施
- (10) 法務局その他他団体主催の相談会への相談員派遣
- (11) 恵庭市役所への相談員の派遣
- (12) 石狩市役所への相談員の派遣
- (13) 天塩町等巡回法律相談（北海道ブロック協議会の事業）
- (14) 司法書士の紹介

1-1-2 札幌法務局と協働して設置している本局内無料登記相談所「きけるっしょ」を下

記のとおり運営する。

- (1) 運用指針の検討及び相談員向けマニュアルの改訂
- (2) 相談ブース内の書籍・備品等の整備、管理
- (3) 相談員の募集、名簿管理及び相談担当割り
- (4) 相談員MLの管理・運営
- (5) 相談員意見交換会の企画、実施
- (6) 法務局との連絡、協議

1－1－3 司法書士こそが相続登記の専門家であることを広く周知し、かつ、相続未登記問題や関連する法改正等に対応するため、下記のとおり広報活動、相談会、勉強会等の事業を行う。

- (1) 市民への相続登記に関連する広報活動
- (2) 地方自治体への相続登記促進等に関する広報活動、支援事業
- (3) 地方自治体職員への相続登記促進等に関する勉強会等の企画、実施
- (4) 相続登記等に関する相談会の企画、実施
- (5) 長期相続登記未了土地に対する施策に関する情報収集、利用促進活動及びその支援
- (6) 法務局、土地家屋調査士会等関連団体との協議、連携、企画、実施

1－2 ADR関連事業

- (1) ADRセンターの運営
- (2) 手続実施者等の養成トレーニングの企画・実施
- (3) 手続実施者名簿登載者向け継続トレーニングの企画・実施
- (4) マニュアル等の改訂
- (5) ADRセンターの広報
- (6) 規程及び運用等の検討

2. 司法書士業務の発展に関する事業

2－1 業務推進関連事業

- (1) 一般民事事件に関する簡裁訴訟代理等関係業務の受託促進を図るため、少額の裁判及び被告事件を対象とした報酬助成事業を継続する。
- (2) (1)の報酬助成事業につき、会員の受託促進及び制度の安定的運用を図るため、実施要領の見直しを必要に応じて行う。

2－2 企業法務関連事業

- 1 商業法人登記・企業法務全般に関する研究・情報収集を行い、会員に対してメールやホームページを利用した情報提供を行う。
- 2 研修所と連携し、会社法・商業法人登記・企業法務・事業承継・知的財産に係る研修会等を企画する。
- 3 事業承継を中心とする中小企業支援に関する施策として、以下の施策を実施する。
 - (1) 「提案型」事業承継支援の更なる業務推進を図るため、対応手法の調査研究及び専門相

談員の養成に取り組む。

- (2) (公財) 北海道中小企業総合支援センターの事業承継専門家派遣事業に委員を派遣する。
- 4 北海道事業承継推進ネットワークを構成する各団体との情報交換・意見交換を活発化させ、また、同ネットワークが開催する経営相談会等へ委員を派遣し有益な情報提供に取り組む。
- 5 昨年度に引き続き、(公財) 北海道中小企業総合支援センターへの相談員を派遣する。
- 6 昨年度に引き続き、(一社) 札幌中小企業支援センターへの相談員を派遣する。
- 7 札幌近郊の各種団体(青年会議所、商工会議所、中小企業家同友会等)との連携可能性を模索する。
- 8 北海道税理士会、北海道農業会議、北海道農業公社に対する提案及び意見交換等により連携構築を進展させる。
- 9 昨年に引き続き、司法書士による企業法務支援の取り組みを伝える広報ツールとして、「中小企業経営のための豆知識」を作成・配信し、会員が中小企業経営者向けに活用できるようにする。
- 10 企業法務に関して会員の求める情報や話題を把握する目的で、定期的なアンケートを行い、その結果を集計・データベース化するなどして、会員向けの情報提供を拡充する企画に取り組む。

2-3 相続関連事業

- (1) 相続・遺言等に関する業務を推進するための施策の検討及び実施
- (2) 相続・遺言等に関する新しい業務モデルの研究
- (3) 関係機関や一般市民へ向けての積極的な情報発信
- (4) 相続登記推進に関して自治体と札幌司法書士会との関係構築をすすめ、情報交換できる仕組みづくりをすすめる。
- (5) 相続登記、関連する分野に関する研究、情報収集を行い、会員に対してメールやホームページを利用した情報提供を行う。
- (6) 相続登記義務化の周知に関する活動を検討、実施する。
- (7) 研修所と連携し、相続登記に関連した研修会等を企画する。
- (8) 各支部と協力連携し市町村主催の相続登記相談会に対応する。

2-4 成年後見関連事業

- (1) 成年後見人等名簿の管理・運営及び名簿登載者及び会員向け研修会の実施
- (2) 成年後見人等名簿に基づく成年後見人等の家庭裁判所への推薦
- (3) 成年後見に関する市民向けセミナー、相談会等の企画、実施
- (4) 成年後見制度に関する広報物の企画、作成
- (5) 成年後見に関する自治体、他団体との情報、意見交換
- (6) 成年後見に関する専門家会議、各種学会、シンポジウム等への参加(視聴を含む)
- (7) 札幌家裁と三士会協議等への参加及び自治体等主催の連絡協議会等への参加
- (8) 自治体等からの委員等の就任及び市民後見人養成講座等の講師等依頼への対応

2-5 法改正等対策関連事業

- (1) 司法書士法、民法、不動産登記法などの改正に関し、必要な検討を行う。日司連からの諮問や意見照会、各省庁のパブリックコメントへの対応を行う。

2－6 家族信託等関連事業

- (1) 家族信託等に関する情報の収集・対策の検討及び実施・情報発信
- (2) 家族信託等に関する研修・勉強会の企画及び実施
- (3) 家族信託等に関する相談会の開催
- (4) 家族信託等にかかる関係機関・団体との連携・協働・相談員派遣

3. 社会への貢献事業

司法書士の専門性を活かして、時代の要請に応じた社会問題などに対応する事業活動を行う。司法書士の専門的知見を活用し、周辺業務の領域において、活動範囲を拡張するために事業を行う。

3－1 社会問題・消費者問題対策関連事業

- (1) 貧困問題・犯罪被害者支援・消費者被害対策・自死対策・自死遺族支援・LGBT 支援・ギャンブル等依存症問題対策・聴覚障害者に対する意思疎通支援等、社会問題・消費者問題に関する情報の収集・対策の検討及び実施・情報発信
- (2) 社会問題・消費者問題に関する研修の企画・勉強会の実施・シンポジウムの開催
- (3) 社会問題・消費者問題解消のための各種法律相談会の開催
- (4) 社会問題・消費者問題にかかる関係機関・団体との連携・協働・相談員派遣
- (5) 広報誌「きりばたけ通信」の発行

3－2 法教育関連事業

- (1) 青少年向け法律教室の企画、実施
- (2) 社会人向け法律教室の企画、実施
- (3) 小学生向け法律教室の企画、実施
- (4) 学校・教育関係者等との勉強会・情報交換会等の企画、実施
- (5) 一般市民、学校・教育関係者等に対する広報・啓発活動、当会ホームページによる事業の広報並びに実施報告
- (6) 教材（新テーマ）の見直し、検討、作成
- (7) 前記各事業への講師の派遣
- (8) 研修会等への委員の派遣等による情報収集、他団体等との情報交換

3－3 空き家等対策関連事業

- (1) 空き家及び所有者不明土地等の問題に関する情報の収集・対策の検討実施・情報発信
- (2) 空き家及び所有者不明土地等の問題に関する電話相談の実施、相談会の開催
- (3) 空き家及び所有者不明土地等の問題に関する市町村・関係機関団体との連携・協働、会議・相談会等への会員の推薦・派遣
- (4) 空き家対策に関する会員向け研修の実施
- (5) 委員以外の市町村空き家協議会等構成員との情報共有

4. 効果的な広報事業

4-1 対外広報事業

- (1) 札幌司法書士会の活動に関する広報
- (2) 司法書士制度及び法制度に関する広報
- (3) 相続登記推進に関する広報
- (4) 各委員会と連携した広報活動
- (5) テレビ・ウェブサイト・リーフレット・SNS・動画広告等複数媒体（クロスメディア）を利用した広報活動
- (6) 本会のイメージキャラクターの積極的な活用
- (7) 大学・専門学校との連携

※学生を中心とした若年層にオリジナルグッズを配布し、司法書士及び札幌司法書士会の認知度向上を目指す（中長期的効果）。

※相続登記義務化2年目を迎えることから、引き続き需要の受け皿となれるよう積極的な相続登記推進に関する広報活動を行う（直近課題への取組）。

4-2 ウェブサイト関連事業

- (1) ウェブサイトの改修、保守及び運営
- (2) ウェブサイト及びキャラクターを活用した広報活動の検討

4-3 メディア対応事業

- (1) メディア向け情報提供活動

5. 会員の執務と会務運営に関する事業

5-1 会員の執務、会務運営についての連絡調整

- (1) 月報、Webサイト、メール等を活用した情報提供
- (2) 会員名簿の作成
- (3) 会員の執務環境と会務運営の改善（IT化の推進を含む）
- (4) 事務局職員の執務環境の整備

5-2 会員の品位保持、適正な業務遂行のための連絡、指導

- (1) 苦情対応窓口の運営
- (2) 会員の品位保持のための連絡、指導、注意勧告、紛議調停の実施

5-3 災害対策事業

- (1) 災害発生時の対応手順書および各種文案の作成、これらの運用に必要な規程案の作成
- (2) 災害発生時に必要となる備品等の見直しおよび整備
- (3) 過去の巡回相談活動における記録・資料の整理
- (4) 当会管轄内及びその周辺地域等で災害が発生した場合の被災者向けの支援活動
- (5) 災害発生に備えた隣接専門職との交流・情報交換・協働

5－4 その他

- (1) 各種登録、届出業務
- (2) 選挙関係事務、危機管理対応
- (3) 情報公開、個人情報保護への対応
- (4) 司法書士試験合格者向け情報提供
- (5) 非司法書士行為対策（法違反実態調査対応、非司情報の収集等）
- (6) 財産管理人候補者名簿の管理
- (7) 財務、組織体系の見直し、施設基盤の整備改善のための検討
（会費、支部、会館ほか）
- (8) 中菱ビル（旧会館）の管理・処分
- (9) 一般社団法人札幌公共嘱託登記司法書士協会を再設立するための準備

6．他団体・機関との連携・交流・協議に関する事業

- 6－1 法務局、裁判所、法テラスなどの関係諸機関との連絡調整・連携を行い、会員に必要な情報提供を行う。
- 6－2 自治体その他の機関、資格者団体（六士会・不動産関係団体協議会・四士業連絡協議会）等との協議・情報交換等を行う
- 6－3 関連団体（公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート札幌支部・札幌司法書士協同組合・札幌司法書士政治連盟・札幌青年司法書士会）等との情報交換等を必要に応じて行う。

7．研修事業

7－1 令和7年度基本指針

司法書士法第一条「司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もつて自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。」に定める司法書士の使命を全うするために、前年度に引き続き、司法書士業務に関する実務処理能力について高水準での均質性の確保を図り、併せて司法書士職能の将来を見据える視点を堅持することにより、研修事業が会員のさらなる資質向上の礎となることを令和7年度の基本指針とする。

7－2 研修目標

上記基本指針に基づいて以下のとおりの研修目標を設定し、具体的研修事業を企画立案・実施する。

7－2－1 会員研修事業

- (1) 高い信頼性を伴う実務能力の担保に資する実践的な研修
- (2) 国民の権利保全の担い手としての職能制度の確立に寄与する研修
- (3) 法律家としてふさわしい司法書士倫理の浸透と確立を図る研修
- (4) 時代の要請に適時適切に応え得る司法書士職能を育成する研修

7-2-2 新人研修事業

- ・ 実務家司法書士を養成することを目標とした実効性ある配属研修の実施

7-3 研修事業計画

7-3-1 会員研修事業

会員研修については、上記基本指針に基づく研修目標に従って、会員の業務処理能力の均質性を確保するとともに、多様化した各分野の業務への対応及び専門性のさらなる向上を目指して、下記のと通りの研修事業を質量ともに適切な規模で実施するものとする。

- (1) 司法書士の基幹業務である登記手続に関する業務について、会員の業務処理の基礎的能力の均質性を確保しながら、より高次の業務処理能力を身に着けることに資する研修を実施する。
- (2) 司法書士の業務範囲を精査検討する本会各対策部・委員会の事業目標やその成果に着目して、そのために身に付けておくべき知識や実践的処理能力を習得する視点に立った研修を実施する。
- (3) 簡裁訴訟代理業務を始めとする裁判関係業務等、多様化・専門化した分野における業務処理能力の向上に資する研修を実施する。
- (4) 成年後見業務の担い手を増加させるため、体系だった成年後見業務に関する研修を実施する。
- (5) 広範囲にわたる多様化・専門化した業務分野の法律実務を取り扱う職能たる司法書士が、法律実務家として身につけておくべき倫理観や執務姿勢等に視点を当てた研修を実施する。
- (6) 近年予定される法改正へ対応するための研修を実施する。
- (7) 研修の受講方法及び単位に関する情報を会員にこまめに提供する等、研修単位取得率の向上を目指す方策を引き続き検討実施していく。
- (8) 会員の研修受講機会の確保のため、オンライン視聴型研修の受講体制の維持拡充に努めるほか、他単位会との間で広域的連携による研修会の開催を模索する。
- (9) 大学教授等の研究者との交流等を通じて、司法書士業務に関わる法領域の研究ならびに情報交換等を行うことで、司法書士職能の社会に対する新しい役割の発掘、ノウハウの蓄積、能力開発及び人材育成等へとつなげていく。

7-3-2 新人研修事業

新人研修については、実効性ある配属研修を実施するとともに、業務関係書類の取り扱いについての基本的知識を確認する研修をはじめ、配属研修生の必要に応じた補完的な研修もその実施を検討する。